

八王子市地域包括支援センター 受託法人公募要項

八王子市（以下「市」という。）は、介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号、以下「法」という。）第115条の45第1項（介護予防・日常生活支援総合事業）及び第2項第1号から第6号（包括的支援事業。ただし第5号を除く。）、その他地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に必要な業務の受託を希望する法人を募集する。

第1章 公募するセンターの概要

1 委託センター

No.	センター名	担当町名等	高齢者人口 (平成31年3月31日現在)	介護予防サービス計画作成数 (平成30年度請求分)
1	大和田 (仮称)	大和田町一丁目～七丁目、富士見町、大谷町（14～34番地、36～53番地、55～58番地、60～91番地、816番地、833番地、869～870番地）	4,129人	545件/年
2	元本郷 (仮称)	日吉町、千人町一丁目～四丁目、元本郷町一丁目～四丁目、追分町	3,985人	1,791件/年

2 地域包括支援センターの業務内容

(1) 地域包括支援センターの運営

法第115条の46第1項及び第2項各号の規定を踏まえ、以下のとおりとする。なお、業務の詳細については、厚生労働省通知「地域支援事業の実施について」及び「地域包括支援センターの設置運営について」に準拠する。

ア 法第115条の45第1項1号二に定める第一号介護予防支援事業

イ 同条第2項に掲げる包括的支援事業のうち第一号、第二号、第三号、第四号及び第六号（市の実施するものを除く。）

ウ 法第115条46第1項に規定する「その他厚生労働省令で定める事業（第一号介護予防支援事業、介護予防事業、任意事業のうち、市の指定する業務）」

(2) 法第115条の45第1項2号に定める一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

ア 家族介護教室の実施

担当地域の要援護高齢者の家族等に対し、介護方法、介護者自身の健康管理等の技術及び知識を習得するための、家族介護者教室を開催する。

イ 介護予防教室の実施

担当地域の要援護高齢者等に対し、介護予防を目的に生活相談、健康診断、機能訓練等の講習会又は軽度の認知症高齢者等に認知症予防を目的とした講習会を開催する。

ウ 認知症サポーター養成講座の開催

担当地域内を基本として認知症サポーター養成講座を開催する。

委託業務の詳細に関しては、別紙「平成 31 年度地域包括支援センター運営業務委託共通仕様書」及び「平成 31 年度八王子市包括的支援事業実施方針」を参照すること。ただし、法改正等により、平成 32 年度の業務内容が変更となる場合がある。

(3) 運営日及び運営時間

ア 運営日は、日曜日・国民の祝日及び年末年始を除く全日とする。

イ 年末年始は、12 月 29 日から 1 月 3 日までとする。

ウ 運営時間は、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

(4) 運営時間外等の体制

運営日及び運営時間以外の緊急相談（電話）に備え、継走電話等で対応できる体制を整え、または、あらかじめ必要な関係機関との連絡方法及び緊急時における対応手段を定めるものとし、その際に適切に対応できるようにしておくこと。

第 2 章 応募要件

1 資格

(1) 実績要件

令和元年 7 月 1 日現在において、法人格を有し、かつ、以下のいずれかの施設（事業所含む）の経営又は自治体からの受託実績があること。

ア 八王子市内で介護保険法に基づく指定を受け事業所を運営している法人
ただし、福祉用具貸与・販売の事業所を除く。

イ 法に基づく地域包括支援センターを運営している法人

ウ 老人福祉法に基づく老人介護支援センター（在宅介護支援センター）を運営している法人

(2) 運営要件

ア 包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。

イ 受託決定後、当該圏域における指定介護予防支援事業所の指定を受けること。

(3) その他

法人又はその役員等が応募時に次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 八王子市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から 2 年を経過しない者

- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- カ 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領による指名停止を受けている者
- キ 納期の到来している国税、都税又は市税を滞納している者
- ク 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者
- ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- サ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ス 介護保険法に規定される指定欠格事由に該当する者

2 人員

(1) 配置人員

- ア 包括的支援事業 5 名（予定）
- イ 認知症地域支援推進員 1 名
- ウ 上記ア及びイ以上の職員を法人が責任を持って配置をすること

(2) 職員の配置等

- ア 上記 (1) の職員配置に当たっては、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の 3 職種それぞれ各 1 名以上の常勤の専従者を置くものとする。
- イ センターに常勤の管理責任者を置くこととし、これは上記アの職員が兼務できる。
※管理責任者とは、センターを代表し、その業務を統括する者を指す。
- ウ 指定介護予防支援事業に専ら従事する常勤職員 1 名以上配置するとともに、介護予防サービス計画作成及び介護保険認定調査に必要な相応数の職員を配置すること。
- エ 上記ウの業務との兼務は可とする。ただし、兼務の場合、専従職員を 1.0 とする兼務割合を明確にしたうえで、(1) の配置人員を満たすこと。

人員についての詳細は、別紙「平成 31 年度八王子市高齢者あんしん相談センター及び指定介護予防支援事業所の人員基準等」を参照すること。ただし、圏域の分割や法改正等により、配置人員及び基準等が変更になる場合がある。

3 設置場所・設備

(1) 設置場所及び執務スペース

- ア 圏域内であること。
- イ 利用者の利便性を考慮した場所であること。
- ウ 利用者の駐車スペースが確保できること。
- エ 「2 人員 (1) 配置人員」及び「(2) 職員の配置等 ウ」の指定指定介護予防支援事

業に係る人員を配置できる執務スペースを確保すること。

オ 包括的支援業務等で利用する PC 等の設置に必要なインターネット等の引き込みが容易であること。

カ 上記ア～オを業務開始までに用意できること。

キ 最終的な決定は市と協議して決定すること。

(2) 初度調弁等

ア 包括的支援業務で利用する PC 及びプリンタについては市が設置する。

イ 受付カウンター及び事務机、椅子等の購入は法人負担とする。

ウ コピー機・事務消耗品・その他の事業執行に必要な物品の購入は法人負担とする。

エ 電話回線及び電話機は法人負担とする。

オ 指定介護予防支援事業に必要な事務機器、PC 等はすべて法人の負担とする。

第 3 章 選定・応募方法

1 選定方法

「公募型プロポーザル方式」により選定を行う。

この選定は、あくまで「受託候補者」を選定するものであり、契約行為ではない。

2 公募スケジュール

(1) 公募要項等の周知及び配布

令和元年 7 月 1 日（月）午前 11 時から市ホームページに掲載。

※令和元年 7 月 1 日（月）より、市役所 1 階 20 番窓口（高齢者福祉課）でも配布する。

(2) 説明会

説明会は行わない。

(3) 公募要項等に係る質問受付

令和元年 7 月 2 日（火）から 12 日（金）午後 5 時まで

なお、質問には 7 月 19 日（金）午後 5 時までに E メールで回答するとともに、ホームページで公表する。

(4) 応募期間

令和元年 7 月 2 日（火）午前 9 時から 7 月 26 日（金）午後 5 時まで

(5) 審査

ア 一次審査（書類選考）令和元年 8 月上旬

イ 二次審査（応募法人によるプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答等）
令和元年 8 月下旬（別途通知する。）

ウ 審査結果通知 令和元年 9 月上旬（予定）

3 質問方法

(1) 質問は、高齢者福祉課への E メールにより受け付ける。

(2) 送信時件名の頭に、「八王子市地域包括等質問」を付け、受信確認メールの設定をあらかじめしておくこと。

(3) 市からの受信確認メールが7月19日(金)午後5時になっても来ない場合は、必要に応じて問い合わせること。

(4) 問合せ先

八王子市福祉部高齢者福祉課 電話 042-620-7244

E-mail b440400@city.hachioji.tokyo.jp

4 応募方法

(1) 提出先

八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所 1階福祉部高齢者福祉課まで持参すること。

※郵送での受付はしない。

(2) 提出部数

原本1部及び副本(カラー可)を7部の合計8部を提出すること。

(3) 提出書類

八王子市地域包括支援センター応募書類一式

様式1: 応募申込書

※件名欄に「大和田(仮称)」又は「元本郷(仮称)」と明記すること。

様式2: 誓約書

様式3: 役員等名簿

様式4: 法人実績

様式5: 管理責任者経歴書

様式6: 地域包括支援センター運営に関する事項(基本理念)

様式7: 地域包括支援センター運営に関する事項(人員確保①)

様式8: 地域包括支援センター運営に関する事項(人員確保②)

様式9: 地域包括支援センター開設提案に関する事項(引継計画・設置場所・開設日程)

様式10: 地域包括支援センター開設提案に関する事項(基本方針①)

様式11: 地域包括支援センター開設提案に関する事項(基本方針②)

様式12: 地域包括支援センター開設提案に関する事項(情報管理・リスク管理)

決算報告書: 過去3年分。税務署に提出したもの全てのコピー(税務署印または電子申請済みの記載のあるもの)

納税証明書一式: 写し可(直近2年分※法人分のみ)

①法人税、消費税及び地方消費税[納税証明書その3の3](/各税務署)

②法人市民税(該当者のみ/八王子市税制課)

③固定資産税・都市計画税【不動産】(該当者のみ/八王子市税制課)

④固定資産税・都市計画税【償却資産】(該当者のみ/八王子市税制課)

⑤軽自動車税(該当者のみ/八王子市税制課)

⑥事業所税(該当者のみ/八王子市税制課)

※②～⑥については八王子市で該当する場合のみ

許可・登録証明書(第2章応募要件 1資格 (1)実績要件が確認できるもの): 写し可

印鑑証明書：**原本**（法務局に登録してあるもの）

商業登記簿謄本又は商業登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：**写し可**（法務局発行）

法人の定款又は寄付行為等：**写し**

(4) その他留意点

- ア 提出書類は、A4 版縦型フラットファイルに左閉じとする。
- イ 文字は 10.5 ポイント以上とする。
- ウ 各様式は複数ページになるように変更することはできない。変更する場合は事務局まで事前に相談すること。
- オ 提出された書類は理由のいかんを問わず返却しない。
- カ 市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償で使用できるものとする。
- キ 書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ク 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法を用いることとする。
- ケ 提出後の書類の追加・変更は認めない。
- コ 各様式は特に指定がない場合は、令和元年 7 月 1 日現在で記入すること。

5 プレゼンテーション

(1) 出席者

- ア 1 応募者 3 名以内とする。
- イ コンサルタント等、法人の職員ではない専門家等の参加は認めない。

(2) 実施時間

- ア 1 応募者 30 分以内とする。
- イ 応募書類の説明 20 分以内、質疑応答 10 分程度、その他セッティング及び撤去時間等は実施時間の 30 分に含む。

(3) 設営

- ア プロジェクター・スクリーンは市備品を貸出する。パソコンは法人で準備すること。
- イ 事前に本市から利用の有無を確認する。

(4) 本市からの出席者

- ア 6 人程度を予定。

第 4 章 契約・委託料等

1 運用財源等

(1) 包括的支援業務委託料の額

「第 2 章 2 人員」に定める職員数に基づく人件費及び圏域内高齢者数に応じた事務費等を積算して算出することとしており、年間委託料は以下の金額を予定している。

ア 人件費	35,000,000 円
イ 事務費	5,159,000 円
ウ その他経費	2,000,000 円

エ 家賃 2,400,000 円 (年額上限額)

オ 介護予防普及啓発 1,200,000 円

(2) 指定介護予防支援業務

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）は、包括的支援業務委託料とは別に受託者の収入となるので、受託者が独自に従事者を雇用すること。

(3) 介護保険認定調査委託

介護保険認定調査委託については、受託候補者として決定した後、介護保険課と協議すること。

2 包括的支援業務契約の内容

(1) 事業開始予定日

令和 2 年度中

(2) 契約方法

受託候補者との随意契約

(3) 委託期間

単年度契約とする（更新可）。

また、八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会が、その業務の実施につき著しく不適当と認めた場合及び法及びこれに関連する政省令等に違反した場合は、契約期間の満了日前に契約を解除する場合がある。

(4) 委託料の支払い方法

支払の時期、額、方法は契約で取り決める（四半期ごとの前払いの予定）。

(5) 委託料の精算

当該年度業務完了後、センター業務における収入が支出を上回る場合、その差額を返還すること。

また、配置人員を満たせずやむを得ず欠員が生じた場合は、欠員となった人数に欠員月数と、1 か月あたりの人件費を乗じた額を、当該年度業務完了後に返還すること。

第 5 章 その他

1 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。

2 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。また、選定された法人については、選定後、応募書類を使用する場合がある。

3 事業開始まで

本市は、選定後、受託候補者と細目を協議する。八王子市契約事務規則（昭和 39 年八王子市規則第 9 号）に基づき所定の手続きを経て契約を締結するが、万が一選定後に受託候補者が辞退する場合に、本市に損害が生じた場合にはその費用の賠償を請求する。

また、令和2年度中に円滑に業務を開始できるよう、業務の引き継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加（交通費等は受託候補者が負担するものとする。）が必要になる。その期間については、委託料は発生しない。取扱いについて、別途協定を締結する予定。

4 応募の抹消

応募した法人が提出書類の受付締切日以降、選定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、また、事業の受託候補者となっている場合にはその対象から除外する。

- (1) 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合。
- (2) 公募要領に違反又は著しく逸脱した場合。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合。
- (4) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止に該当した場合。
- (5) 応募した法人又はその関係者が、本応募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本市職員及び社会福祉審議会委員、選考委員などの本件関係者と接触を持った場合。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒192-8501

八王子市元本郷町3-24-1（市役所本庁舎1階 20番窓口）

八王子市福祉部高齢者福祉課

担当：半田・荻原・渡邊

電話：042-620-7244

ファクシミリ：042-624-7720

E-mail：b440400@city.hachioji.tokyo.jp

ホームページ：<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>